特定個人情報保護評価書記載要領(修正箇所)における特定個人情報保護評価指針への適合性・妥当性の審査

# 評価書(記載要領)名

住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務に関する特定個人情報保護評価書(全項目評価書)記載要領

機関(記載要領作成	は)名
	地方公共団体情報システム機構
提出日	

#### (補足事項)

## 【記載要領について】

都道府県の「住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書の作成を支援することを目的として、地方公共団体情報システム機構(JーLIS)が、特定個人情報保護委員会の了承を得た上で、住民基本台帳ネットワークシステムに関連する項目の記載要領を示すもの。

## ■ 白地項目

#### (赤字記載)

都道府県サーバの仕様等に係るもので、本記載要領の回答を各都道府県がそのまま評価書へ転 記できる項目。

## ■ 橙色で網掛けした項目(記載あり)

#### (赤字記載)

都道府県サーバの仕様等に係るもので、本記載要領の回答を各都道府県がそのまま評価書へ転 記できる項目。

## (赤字記載以外)

都道府県サーバ等について、記載例や参考情報を示している項目であり、本記載要領の内容を各 都道府県の実情に合わせて適宜修正・追加の上、評価書に記載すべき項目。

- 橙色で網掛けした項目(記載なし) 各都道府県が実情に合わせて回答を作成し、評価書に記載すべき項目。
- ※委員会で了承しているのは赤字部分のみであるため、赤字部分に関する重要な変更のみを審査の対象とする。
- ※全項目評価書の赤字部分は、基礎項目評価書の赤字部分の内容を含んだ記載となっているため、 審査については全項目評価書の記載内容について行う。

# 赤字記載内容における 重要な変更に関する事項

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	審査 結果	所見
(4)適切な時期に 実施しているか。	_	_		印起は	従来、媒体を通じて行われていた都 道府県内の住基事務担当部署から他 部署又は他の執行機関への本人確認 情報の提供・移転について、新たに通 信回線を用いる連携方式(以下「回線連 携」という。)のための改修は、平成27年 1月から3月までにシステムの要件定 義、平成27年5月からプログラミングを 予定しており、適切な時期に評価を実 施している。
(6)特定個人情報 保護評価の対象 となるずき、 大情報で 大情報での は は は は は は は は は は は は は は は は は は は				問題はいれない	回線連携を用いた場合に追記が必要となる「I基本情報」、「II特定個人情報ファイルの概要」、「II特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」について、該当する事項を具体的に分かりやすく追記している。
(8)特定個人情報 保護評価の対象 の記載は事務(体的) か。当該事務人は ける特定個が高いる 報の流している か。	リ特定個人情報 ファイルを取り扱う 事務やその事務に おいて使用するシ ステムについて、	7. 事務に関わる者、 事務において使用す るシステム、事務にお いて取り扱う情報の流 れを具体的に記載し ているか。	P.5   Ⅱ (別添1)	問題れない	事務の内容について、回線連携を用いる場合の連携方法を特定個人情報である本人確認情報の流れに即して、具体的に分かりやすく追記している。

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該	当箇所	審査結果	所見
((スめ置載 ((スた人等侵止信特護照のり)がでは ()のの害、頼定評らかりがを講つ具 記をのプ権の国の個価し、で減べて的 さ減置イ利然住保情目当れる措記。 たらはい益防民と報的なりた いんしょう きのか れきはい がいないないないないないないないないないないないないないないない。 いる個一の のう	④の特を講体る対情目な特に記載さいに記、護照になる、とは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	32. 宛名システム等に おいて、特定個的をは がいて、 使用した がいり がいまた、 では では できる いっこう いっこう できる いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう	P.12	皿 3. リスク1:	問題はおれない	特定個人情報の使用について、回線 連携を用いる場合は、都道府県サーバ の代表端末又は業務端末から宛名 理システムへのの有 セスは、要求情報が格っこと、要求情報があること、当まがは フォルダだけに制限すること、他いがは おもしてがあること、他ないとの フォルダは部署ごとに作成しきないより はのアクセスできない上 が、と は が、と は の アクセスを の アクセスで の アクセスに の アクセスに の アクセスに の アクセスに の アクセスに の アクセスに の アクセスに の アクセスに の アクセスに の アクセスに の アクセスに の で の に の に の に の に の に の に の に の に の
		33. 事務で使用ないでは、 事務では、 事務では、 特定ののでは、 特定ののでは、 特定ののでは、 特定ののでは、 対して、 対して、 対して、 対して、 対して、 対して、 対して、 対して	P.12	Ⅲ 3. リスク1:	問題めない	
	しているか。記載 された対策は、特 定個人情報保護	51. 特をはいる。 特別の はいい はいい はいい はいい はい はい はい はい はい はい はい はい	P.16	Ⅲ 5. リスク2:	問題はいれない	特定個人情報の提供・移転について、 回線連携を用いる場合は、都道府県 サーバの代表端末又は業務端末から 宛名管理システム又は庁内システムへ のアクセスは、共有フォルダだけに制限 すること等、不適切な方法による特定個 人情報の提供・移転の防止に努めてい
		52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.16	Ⅲ 5. リスク3:	問題は 認められない	ることを具体的に分かりやすく追記している。

【総評】	
都道府県が回線連携を用いた場合の特定個人情報の流れが具体的に分かりやすく追記されてた、回線連携を用いた場合に変更となる都道府県サーバの仕様等に係る記載項目や回線連携にリスクの特定及びリスク対策が具体的に分かりやすく追記されており、特段の問題は認められないられる。	特有の